

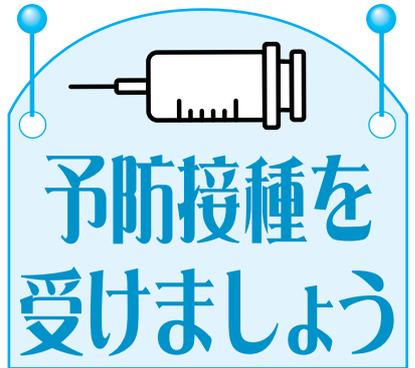
市内個別予防接種実施医療機関

医療機関名	電話番号
長谷川医院(東町)	22-0070
石原医院(東町)	22-0550
渡辺医院(花崎町)	22-0257
京増内科クリニック(花崎町)	22-1717
ひらの内科(ウイング土屋)	23-8070
むらまつくりニック(飯田町)	20-5551
石川医院(並木町)	20-1700
吉原医院(宗吾)	26-2477
いしがみ医院(公津の杜)	26-2888
木下医院(公津の杜)	27-7222
鳥居内科医院(吾妻)	27-3456
黒田内科診療所(加良部)	26-3251
小児科川辺医院(加良部)	27-5377
塚田外科胃腸科医院(加良部)	26-4750
真鍋医院(橋賀台)	27-3535
瓜生小児科(橋賀台)	26-2333
国保医院(玉造)	26-3613
小田内科医院(玉造)	28-2256
片岡内科循環器科医院(玉造)	28-3027
中島医院(中台)	27-3454
伊藤医院(三里塚)	35-0101
麻野クリニック(三里塚御料)	35-4588
藤倉クリニック(幸町)	22-1158
成田病院(押畑)	22-1500
聖マリア記念病院(取香)	32-0711
成田赤十字病院(飯田町)	22-2311
大田クリニック・イオン成田(ウイング土屋)	23-2100

はBCG接種を行っている医療機関。
以下の医療機関はBCG接種のみ実施。

美郷台整形外科(美郷台)	23-6767
菅谷クリニック(囀護台)	24-4774
松岸レディスクリニック(公津の杜)	27-0303
岩沢クリニック(飯田町)	27-1122

実施医療機関以外で、市外にかかりつけ医があり接種を希望する人は健康増進課にお問い合わせを。



予防接種には定期の予防接種(BCG・ポリオ・三種混合(ジフテリア・百日ぜき・破傷風混合ワクチン)・麻しん・風しん・日本脳炎)と任意の予防接種(みずぼうそう・おたふくかぜ・インフルエンザなど)があります。定期の予防接種は市の予防接種問診票を使って無料で受けることができます。

ポリオの集団接種日程

平成17年	4日(月)
4月	15日(金)
5月	13日(金)
	18日(水)
6月	3日(金)
	6日(月)
7月	4日(月)
	15日(金)
	2日(金)
9月	7日(水)
	16日(金)
10月	14日(金)
	17日(月)
11月	2日(水)
	7日(月)
	16日(水)
12月	7日(水)
	14日(水)
平成18年	6日(金)
1月	18日(水)
2月	6日(月)
	17日(金)
3月	3日(金)
	6日(月)

ポリオは集団接種で、そのほか個別接種となります。
乳幼児期の予防接種はまず「BCG」から！
平成17年4月から、結核予防法の改正に伴い、ツベルクリン反応検査を行わず、BCGを直接接種する方法になりました。
また、接種対象年齢も、生後3カ月～4歳未満から、生後6カ月未満となり、6カ月を過ぎると任意接種(医療機関で自費で接種)となる。
学齢期の予防接種は、乳幼児期に受けた予防接種の免疫力を高めるために行います。
学齢期に行われる予防接種は、三種混合2期・日本脳炎2期・日本脳炎3期があり、対象者へは個別接種は個別接種となりますので、左表実施医療機関に直接お問い合わせください。
学齢期の予防接種はお済みですか？

予防接種対象年齢表

	予防接種名	接種対象年齢	接種標準年齢	接種回数と間隔	
集団	ポリオ	生後3～90カ月未満	生後3～18カ月	6週以上間隔をあけて2回	
	BCG	生後6カ月未満	生後3～5カ月	1回	
個別	三種混合(ジフテリア・百日ぜき・破傷風)	1期 初回	生後3～90カ月未満	生後3～12カ月	3～8週の間隔をあけて3回
		1期 追加			3回目後1年以上間隔をあけて1回
		2期	11・12歳	小学6年生	1回
	麻しん	生後12～90カ月未満	生後12～15カ月	1回	
	風しん	生後12～90カ月未満	生後12～36カ月	1回	
	日本脳炎	1期 初回	生後6～90カ月未満	3歳	1～4週の間隔をあけて2回
		1期 追加		4歳	2回目後おおむね1年間隔をあけて1回
		2期	9～12歳	小学4年生	1回
	3期	14・15歳	中学3年生	1回	

人通知をしています。
中学生になってからの予防接種は、保護者が同伴しなくても接種ができます。その場合、問診票に事前に保護者のサインをすることにも、予診後、被接種者本人もサインをして接種します。
なお、小学生については今までどおり保護者同伴が必要です。

予防接種についてくわしくは健康増進課 ☎ 27 1111・F A X 27 11114へ。

ご注意

定期接種と任意接種
定期接種を受けて、万が一被害が起こったときは予防接種法による救済が行われますが、任意接種による被害が起こった場合、救済制度は適用されません。(医薬品副作用被害救済・研究復興調査機構法というもので救済されることになります)